

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税賦課事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北秋田市は、地方税の賦課事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北秋田市長

公表日

令和4年3月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税賦課事務
②事務の概要	地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち市税の賦課に関する事務であって主務省令に定めるもの 1. 納税者からの申告及び届出等による課税管理業務 (個人住民税、軽自動車税、国民健康保険税、固定資産税等) 2. 収納及び課税の情報による還付、充当等の過誤納管理業務 3. 減免に関すること 4. 申告・届出内容の異動に伴う課税額の変更に関すること 5. 特別徴収に関すること 6. 条例に関すること
③システムの名称	住民情報システム、申告支援システム、国税連携システム、審査システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
税務システムデータベースファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の第16の項及び内閣府・総務省令第五号第16条 番号法第19条第1項第8号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、 37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、 92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、119の項) (別表第二における情報照会の根拠)27の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	北秋田市総務部総務課 〒018-3392 秋田県北秋田市花園町19番1号 TEL:0186-62-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	北秋田市財務部税務課 〒018-3392 秋田県北秋田市宮前町4番15号 TEL:0186-62-1116

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年6月19日	③システムの名称	住民情報システム、申告支援システム、国税連携システム、審査システム	住民情報システム、申告支援システム、国税連携システム、審査システム 団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	
平成27年6月19日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第1項第7号別表第二の27の項	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項(別表第二における情報照会の根拠)27の項	事後	
平成27年6月19日	5. 評価実施機関における担当部署	税務課長 中嶋 健文	税務課長 石崎 賢一	事後	
平成27年6月19日	7. 特定個人情報の開示、停止、利用請求	北秋田市市民生活部市民課秋田県北秋田市花園町19番1号0186-62-1114	北秋田市総務部総務課 〒018-3392 秋田県北秋田市花園町19番1号 TEL:0186-62-1111	事後	
平成27年6月19日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	北秋田市市民生活部市民課秋田県北秋田市花園町19番1号0186-62-1114	北秋田市財務部税務課 〒018-3315 秋田県北秋田市宮前町4番15号 TEL:0186-62-1116	事後	
平成30年9月4日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第16の項、内閣府・総務省令第五号第16条	番号法第9条第1項別表第一の第16の項及び内閣府・総務省令第五号第16条 番号法第19条第1項第8号	事後	
平成30年9月4日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項(別表第二における情報照会の根拠)27の項	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、119の項 (別表第二における情報照会の根拠)27の項	事後	
平成30年9月4日	I-5 ②所属長の氏名	税務課長 石崎 賢一	税務課長	事後	
平成30年9月4日	II しいき値判断項目1.対象人数 いくつかの時点の計数か	平成27年7月6日 時点	平成30年8月10日 時点	事後	
平成30年9月4日	II しいき値判断項目2.取扱者数 いくつかの時点の計数か	平成27年7月6日 時点	平成30年8月10日 時点	事後	
令和1年6月26日	II しいき値判断項目1.対象人数 いくつかの時点の計数か	平成30年8月10日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月26日	II しいき値判断項目2.取扱者数 いくつかの時点の計数か	平成30年8月10日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和2年10月30日	II しいき値判断項目1.対象人数 いくつかの時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和2年8月1日 時点	事後	
令和2年10月30日	II しいき値判断項目2.取扱者数 いくつかの時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和2年8月1日 時点	事後	
令和4年3月8日	II しいき値判断項目1.対象人数 いくつかの時点の計数か	令和2年8月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事後	
令和4年3月8日	II しいき値判断項目2.取扱者数 いくつかの時点の計数か	令和2年8月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事後	